

安城市立保育所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市規則第104号

安城市立保育所管理規則の一部を改正する規則

安城市立保育所管理規則（昭和62年安城市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第7条」に改める。

第2条中「保育所」を「条例第2条第3項に規定する保育所」に改める。

第4条の見出しを「（保育時間等）」に改め、同条中「保育所の」を「条例第3条第1項の規定による利用に係る保育所」に改め、同条に次の2項を加える。

2 特別利用保育に係る保育所の保育時間は、月曜日から金曜日までの午前8時15分から午後2時15分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

3 保育関連事業に関して保育所を利用することができる時間は、市長が別に定める。

第5条の見出しを「（休日等）」に改め、同条中「保育所」を「条例第3条第1項の規定による利用に係る保育所」に改め、同条に次の2項を加える。

2 特別利用保育に係る保育所の休日は、前項各号に掲げる日及び次に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(1) 土曜日

(2) 7月21日から8月31日まで

(3) 12月24日から翌年1月6日まで

(4) 3月25日から入園式の日の前日まで

3 保育関連事業に関して保育所を利用することができる日は、市長が別に定める。

第8条及び第9条を次のように改める。

(利用の申込み)

第8条 保育所を利用しようとする児童の保護者は、別に定めるところにより市長に利用の申込みをしなければならない。

(保育関連事業に係る料金の額)

第9条 条例第4条第3号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる保育関連事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 延長保育事業（条例第3条第1項の規定により保育所を利用する児童について、第4条第1項に規定する保育時間以外の時間又は休日（第5条第1項に規定する休日をいう。以下この号及び次号において同じ。）に実施する保育をいう。次号において同じ。）のうち休日以外の日に実施するもの 1月につき、次のア又はイに掲げる児童の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額（当該児童の保護者の属する世帯が、安城市子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める規則（平成27年安城市規則第20号。以下「利用者負担規則」という。）別表のA又はBの階層区分に相当するときは、零）

ア 保育必要量（子ども・子育て支援法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。イにおいて同じ。）が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分の教育・保育給付認定を受けた保護者の児童 次の表の左欄に掲げる利用時間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

利用時間	月額
標準時間経過時刻を超える午後7時まで	1,000円
標準時間経過時刻を超える午後8時まで	2,000円

備考

- 1 「標準時間経過時刻」とは、保育所において保育を開始する時刻から11時間を経過した時刻をいう。
 - 2 1月において複数の利用時間の区分に該当する場合は、その最も遅い利用時間の区分を適用する。
- イ 保育必要量が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の教育・保育給付認定を受けた保護者の児童 次の（ア）及び（イ）に定める額の合計額

（ア）次の表の左欄に掲げる利用時間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

利用時間	月額
午前7時15分から午前8時15分まで	1,000円

午前7時30分から午前8時15分まで	500円
--------------------	------

備考 1月において複数の利用時間の区分に該当する場合は、その最も早い利用時間の区分を適用する。

(イ) 次の表の左欄に掲げる利用時間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

利用時間	月額
午後4時15分を超える午後6時まで	1,500円
午後4時15分を超える午後7時まで	2,500円
午後4時15分を超える午後8時まで	3,500円

備考 1月において複数の利用時間の区分に該当する場合は、その最も遅い利用時間の区分を適用する。

(2) 延長保育事業のうち休日に実施するもの 1月につき、次の表の左欄に掲げる児童の年齢（当該年度の4月1日における満年齢とする。次号において同じ。）の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額に当該月に当該児童が休日に延長保育事業を利用した日数（市長が必要と認める場合は、当該利用した日の属する週の前週の平日（土曜日を除く。）において保育を受けなかった日数（当該週において休日に延長保育事業を利用した日数を限度とする。）を控除した日数）を乗じて得た額（当該児童の保護者の属する世帯が、利用者負担規則別表のAの階層区分に相当するときは、零）

年齢	日額
0歳から2歳まで	2,000円
3歳	1,000円
4歳以上	900円

(3) 一時預かり事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。） 1日につき、次の表の左欄に掲げる児童の年齢の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額

年齢	日額
0歳から2歳まで	2,000円（土曜日にあっては1,000円）
3歳以上	750円（土曜日にあっては350円）

第10条を削り、第11条を第10条とする。

様式第1から様式第4までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。